

義務教育機関の教育費は公立学校、カトリック系公立学校では共に無料である。私立学校の学費は通常年額1万5,000カナダドル程度である。

#### d 中等教育

オンタリオ州では、9～12年生の4年間である。学校法には、社会生活に必要な基本的学問、知識の習得、文化芸術に対する理解と情操教育を達成することが目的として定められ、この目的に従ってカリキュラムが組まれている。

#### e 高等教育

高等教育機関は、コミュニティ・カレッジと大学に大別される。コミュニティ・カレッジは、即戦力の人材を養成する教育機関である。多くのコミュニティ・カレッジは州立であり、大学よりは規模が小さいという特徴があり、地域のニーズに基づいた教育を行っている。技能／職業課程、語学研修から大学進学のための準備教育課程としての一般教育課程を学ぶこともできる。一方、カナダの大学は、世界的な評価を受けている大学がいくつかあり、研究教育機関としてのレベルは高い。大学は大きく分けて以下の3つに分類される。

- (a) ほとんどの専門分野において博士課程までの大学院と、付属病院のある医学部を所有する大規模な研究型の大学
- (b) 学部から大学院までの広いカリキュラムのある総合大学
- (c) 学部のみ的一般教養教育に重点を置く、小規模なカレッジタイプの大学

〈表1-61〉 年齢別就学率

		(歳、%)								
年齢	6	7~14	15	16	17	18	19	20~24	25~29	
就学率	97.4	97.1	95.2	91.7	77.6	59.2	47.6	26.6	5.1	

資料出所 Statistics Canada, "Education in Canada, 2000"

#### (2) 資格制度

a 全国共通資格基準プログラム(通称：レッドシールプログラム Interprovincial Standards Program : Red Seal)

カナダでは、憲法により熟練工の養成訓練

(Apprenticeship)は州政府の責務とされているため、養成訓練の内容及び養成訓練終了時に発行される技能証明書(journeyman certificate)は、州ごとに名称も内容も異なっている。そのため、かつては、ある州で技能証明書を取得しても他州では通用せず、他州で就労する際は、当該州の技能証明認定試験を別途受ける必要があるという状況にあった。

その解消のため、連邦政府と全ての州政府が協力し、全国共通の資格基準試験(レッドシール試験：Interprovincial examination for Red Seal)を1958年に策定した。養成訓練修了者にレッドシール試験の受験資格を与え、7割以上正解した者に全国で通用する技能証明書であるレッドシール(Red Seal)を発行する。レッドシール保持者は、いずれの州でも別途試験を受けることなく円滑に就労できるようにした。さらに、州の技能証明書発行試験にレッドシール試験を採用して手続きの簡便化を図っている州もある。2004年10月現在45職種がレッドシールの指定を受けており、制度創設以来37万6,046人にレッドシールが発行されている。

なお、本制度の基礎データとするために、連邦政府、州政府及び指定職種の専門家が連携し、各職種の実態(職務内容、責務など)を分析書(National Occupational Analyses)としてとりまとめている。

## 4 主な若年雇用・能力開発対策

### (1) 若者就業戦略(Youth Employment Strategy : YES)

#### a 概要

15～30歳までのカナダ人、特に就職困難な状況にある若者に対し、就職に必要な技術と職業体験を与えることで彼らの就職を促し、職場への定着を図ることを目的とした、若年雇用対策の中心的役割を担う施策である。

YESは、①就職困難者を対象としたスキル・リンク(Skills Link)、②高校生又は大学生に夏季のアルバイト機会を提供する夏季就業体験(Summer Work Experience)、③大卒者に対し、(希望)職種に関連する職場体験を提供するキャリア・フォーカス(Career Focus)の3つのプログラム(Program)からなる。

いずれのプログラムも人的資源技能開発省(Human

Resources and Skill Development Canada : HRSDC) が一定の要件を定め、その要件を満たすプログラムを人的資源技能開発省自身をはじめとする13の連邦省庁、政府組織、民間企業、地域に根ざした組織 (Community) などがそれぞれ提供する。

プログラムの実践方法としては、プログラムに沿った事業 (Project) を実施する団体又は事業主に対し必要経費を助成する方法、又は連邦省庁自身が専門分野で職業体験を提供 (つまり、インターンシップ生を募集) する方法がある。

YES は、1997年に開始された若者就業イニシアティブ (Youth Employment Initiatives) を2003年に整理統合した施策であり、変化し続ける若者、事業主及び労働市場ニーズに迅速に対応し、今後労働市場で必要とされる能力の高い労働力を確実に生み出すことを目的としている。

### b 管理運営主体

YES 全般の管理運営は人的資源技能開発省、個々のプログラム事業の管理運営は、事業実施主体となる民間企業、国営企業 (Crown corporations)、非営利団体、事業主団体、労働組合、公共の医療・教育機関、原住民組織、州政府などが行う。なお、事業実施主体は、下記の責務を果たすことが求められる。

#### (事業実施主体の責務)

- ①事業計画を作成し申請すること。
- ②参加者の募集・選抜ができること。
- ③事業協力者 (団体) が確実にその役割を果たすようにすること。
- ④必要時に、参加者の所得支援を行うことも含め、事業の全ての資金管理ができること。
- ⑤正確な進捗状況報告、財務記録により良好な経営体質を維持できること。
- ⑥参加者を支援・指導すること。
- ⑦フォローアップのため参加者情報の維持管理、報告、追跡調査を行い、説明責任を果たせること。

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内 (Youth employment strategy guide for applicants)」

### c 財源・予算規模

1997年から3年間の初期投資として3億1,500万カナダドルが計上され、1998年12月に毎年1億5,500万カナダドルが永続的に投入されることが決定された。

### d 対象者及び適用要件

①15歳以上30歳以下であること、②法令上、就業することができること (州により異なるが就業年齢に達しているかどうかということ)、③雇用保険を受給していないこと、という3つの要件を全て満たす必要がある点は全てのプログラム (スキル・リンク、夏季就業体験及びキャリア・フォーカス) で共通している。

なお、スキル・リンクは就職困難な若者で在学中でないこと、夏季就業体験は在学中の学生で就業後は学業に戻ることに、キャリア・フォーカスは卒業以上の学歴を持ち在学中でないことが別途要求される。

### e 具体的内容

YESの施策目的は全てのプログラム共通であり、人的資源開発省により下記のとおり定義されている。

#### (施策目的)

- ①若者に対し、(職業への) アクセスを増やし、(個々の参加者のニーズに沿って) 調整したプログラムを提供し、生涯学習及び完全雇用を促進すること。
- ②若者が就職し、職場定着するために必要な技術と職業体験を与えること。
- ③カナダの若者の職業技術の向上及び雇用機会創出のための革新的な事業を促進すること。
- ④(連邦政府は事業実施主体である) 州政府、企業、事業主、非営利団体、原住民組織、その他若年者サービス機関、地域に根ざした組織などと連携し、(事業実施主体は) 連邦政府の公的政策及び公正な採用を尊重すること。

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内 (Youth employment strategy guide for applicants)」

そして、事業実施者は、下記の内容を記載した事業計画を人的資源技能開発省の出先機関である人的資源センター (Human Resources Centre of Canada) <sup>(注2)</sup> に提出し、助成金の申請を行う。

#### (事業計画の記載内容)

- ①事業目的が YES の政策趣旨に合致することの証明。
- ②全活動の流れ及び、それらの活動が YES の政策趣旨に沿いつつどのように展開されるのか。
- ③募集人数及びどのような人々を募集するのか (例、女性、原住民、障害者)。
- ④事業協力者からの資金援助を含む事業支出見込み。
- ⑤想定する成果。

資料出所 人的資源技能開発省ホームページ、「申込者のための YES の案内 (Youth employment strategy guide for applicants)」